

市内医療機関数と診療報酬改定率の推移について

1 市内医療機関数の推移

各年年末(平成26年については5月末)

	総数	病院	一般診療所	歯科診療所
平成22年	1,688	41	915	732
平成23年	1,706	42	921	743
平成24年	1,722	42	932	748
平成25年	1,728	41	939	748
平成26年	1,732	42	943	747

2 各区別医療機関数

川崎区	292	12	152	128
幸区	199	4	114	81
中原区	356	6	177	173
高津区	231	5	132	94
宮前区	214	4	117	93
多摩区	224	3	129	92
麻生区	216	8	122	86

3 診療報酬改定率の推移

改定年月	診療報酬(本体)				薬価等		全体
	医科	歯科	調剤		薬価	材料価格	
平成16年4月	±0.00%	±0.00%	±0.00%	±0.00%	▲0.89%	▲0.16%	▲1.05%
平成18年4月	▲1.50%	▲1.50%	▲0.60%	▲1.36%	▲1.60%	▲0.20%	▲3.16%
平成20年4月	+0.42%	+0.42%	+0.17%	+0.38%	▲1.10%	▲0.10%	▲0.82%
平成22年4月	+1.74%	+2.09%	+0.52%	+1.55%	▲1.23%	▲0.13%	+0.19%
平成24年4月	+1.55%	+1.70%	+0.46%	+1.38%	▲1.26%	▲0.12%	±0.00%
平成26年4月	+0.82%	+0.99%	+0.22%	+0.73%	▲0.58%	▲0.05%	+0.10%
※	(+0.71%)	(+0.87%)	(+0.18%)	(+0.63%)	(+0.64%)	(+0.09%)	(+1.36%)

※平成26年4月の()内は、消費税率引き上げに伴う医療機関等の課税仕入れに係るコスト増への対応分

診療報酬とは、病院などの保険医療機関が、保険診療を行った場合の医療サービスの対価として受け取る報酬のことであり、その単価は診療報酬点数表により国が定めている。

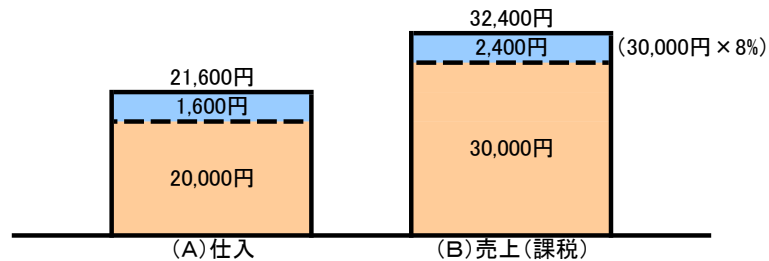
診療報酬改定の手続きは、まず、社会保障審議会の医療部会及び医療保険部会において、診療報酬改定における基本方針が議論のうえ取りまとめられ、次に、国の予算編成過程において、内閣が診療報酬等の改定率を決める。その後、個々の診療報酬の点数については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会に調査・審議を諮問し、その答申を受けた上で告示する。

診療報酬の改定は、概ね2年に1度行われている。

消費税に係る「損税」の考え方

【パターン1】 一般企業の場合

一般企業では、売上げに掛かる消費税額から仕入れに掛かる消費税額を差し引いた額を納付消費税額として納税するのが一般的です。



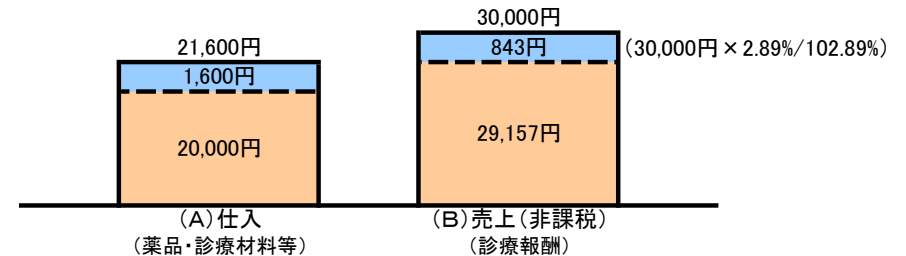
仕入れ先に支払った支払消費税(仮払消費税)	1,600円 (A)
販売先から受け取った預り消費税(仮受消費税)	2,400円 (B)
納付消費税 (B) - (A)	800円

【パターン3】 医療機関の場合(診療報酬改定における消費税への対応を考慮)

平成元年度の消費税創設時に消費税相当額として0.76%、平成9年度に税率が5%に増額された際に0.77%、平成26年度に税率が8%に増額された際に1.36%、合わせて2.89%の診療報酬改定が行われています。

これを考慮した場合の損税は、次のとおりとなります。

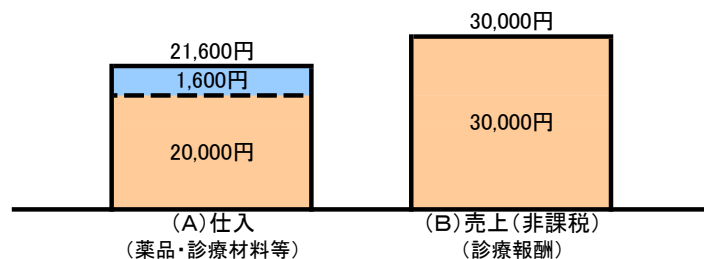
「損税」= 売上げに対する預り消費税相当額(2.89%) - 仕入れに対する支払消費税(8%)



仕入れ先に支払った支払消費税(仮払消費税)	1,600円 (A)
診療報酬に反映されたといわれる消費税相当額	843円 (B)
損税 (B) - (A)	△757円

【パターン2】 医療機関の場合

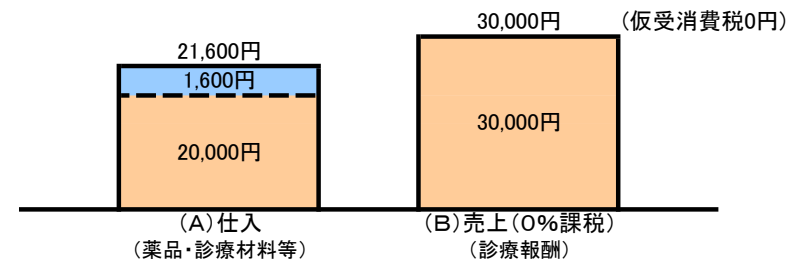
医療機関の売上げは、診療報酬が大部分を占めますが、この診療報酬は非課税となっており、消費税が含まれておりません。よって医療機関が薬品、診療材料等の仕入や医療器械等の購入の際に負担した消費税は転嫁できず、結果的に医療機関が最終消費者として負担することになります。これが「損税」といわれるものです。



仕入れ先に支払った支払消費税(仮払消費税)	1,600円 (A)
診療報酬(非課税)	0円 (B)
損税 (B) - (A)	△1,600円

【パターン4】 医療機関に「ゼロ税率」を適用した場合

医療機関の売上げの大部分を占める診療報酬の位置付けを現在の非課税売上げから税率0%の課税売上げに変更すると、診療報酬に対して医療機関が受け取る消費税額は0円ですが、還付申告を行うことによって医療機関が負担した仮払消費税は全額還付されるため、いわゆる「損税」は解消されます。



仕入れ先に支払った支払消費税(仮払消費税)	1,600円 (A)
仮受消費税	0円 (B)
還付額 (B) - (A)	△1,600円

川崎市病院事業会計における年度別「損税」の試算

(直営2病院)

(単位:千円)

区 分	税 率	医業収益 (非課税売上分) (ア)	消費税相当額 (イ)	医業費用 (課税支出分) (ウ)	パターン2の損税 (仮払消費税) (エ)	パターン3の損税 (消費税相当額考慮) (オ) = (エ) - (イ)
平成22年度	5%	20,951,387	315,726	12,944,142	616,388	300,662
平成23年度	5%	21,114,305	318,181	13,264,921	631,663	313,482
平成24年度	5%	21,613,857	325,709	15,309,900	729,043	403,334
平成25年度	5%	21,787,738	328,329	14,795,587	704,552	376,223
平成26年度 (決算見込)	8%	21,574,985	606,004	15,461,716	1,145,312	539,308

※ 多摩病院については、平成24年度から利用料金制に移行しているため、積算から除いています。

【積算方法】

- (ア) 医業収益(入院収益+外来収益) 非課税売上である診療報酬分を計上
- (イ) [平成25年度まで] (ア) × 1.53% / (100% + 1.53%) 平成元年度、9年度の診療報酬改定で消費税相当分とされた額を算出
 [平成26年度から] (ア) × 2.89% / (100% + 2.89%) 平成元年度、9年度、26年度の診療報酬改定で消費税相当分とされた額を算出
- (ウ) 医業費用-給与費 課税支出(消費税対象)分を計上
- (エ) [平成25年度まで] (ウ) × 5 / 105 医業費用(ウ)に含まれる消費税額を算出
 [平成26年度から] (ウ) × 8 / 108 同 上
- (オ) (エ) - (イ) 仮払消費税額(エ)から診療報酬に含まれる消費税額(イ)を控除

陳情に関連する税制改正大綱（抜粋）

○ 平成27年度与党税制改正大綱（平成26年12月30日）

第三 検討事項

10 医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、こうした取組みを行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。